

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 事業の目的

社会福祉法人十字会が開設する十字会落合居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が（以下「介護支援専門員」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (2) 運営の方針

①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

③事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。

また、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。

④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、その他指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

また、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族等に依頼する。

### (3) 提供するサービスの種類

事業所名	十字会落合居宅介護支援事業所
所在地	岡山県真庭市下河内2275番地
指定事業者番号	3373400013
管理者・連絡先	管理者 西本 みつる 連絡先 Tel 0867-55-2921
サービス提供地域	真庭市（旧落合町）

### (4) 職員体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員	資格
管理者	事業所の管理・統括	1名	介護支援専門員
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成に係る支援	1名以上	介護支援専門員

### (5) 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日（祝日も含む）	午前9時～午後5時

※ 但し12月30日～1月3日は特別休日です。



【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり本重要事項説明書を交付し、それに基づいて重要事項を説明し利用開始の同意を得ました。

事業者 岡山県真庭市下河内2275番地  
十字会落合居宅介護支援事業所  
管理者 西本 みつる 印

説明者 \_\_\_\_\_ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり本重要事項説明書を受け取り、それに基づいて重要事項の説明を受け利用開始に同意をしました。

利用者 住所 真庭市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族等 住所 真庭市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印